

簿記能力検定試験上級施行細則

(平成30年4月改正)

簿記能力検定試験規則第9条の規定による施行細則を次のとおり定める。

- 第1条 試験会場については、正会員校又は理事長が認めた場所とする。
- 第2条 試験の公開性を尊重し広く一般に公正な試験を施行するため、特に厳重に監督、管理する。
- 第3条 上級試験の試験委員は正会員外の学識経験ある者の中から理事長が委嘱する。
- 第4条 試験委員は2名以上とする。
- 第5条 試験委員の任期は簿記上級試験審査会規則に定める。
- 第6条 試験委員は試験問題の作成から簿記能力検定試験規則第7条ただし書きの規定による合格判定まで担当する。